

農林水産商工委員長報告

令和2年11月定例会

農林水産商工委員長報告をいたします。

農林水産商工委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました議案は、「令和2年度島根県一般会計補正予算（第8号）」の予算案1件、「島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例」の条例案1件、「財産の取得について」の一般事件案1件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、農林水産部所管の第131号議案「島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例」では、委員から、農業者の種子等の調達状況に鑑み、知事が別に定める品種が計画的に生産されるよう措置を行うとあるが、どこで定めているのかについて質問があり、執行部からは、条例の施行にあわせて定める要綱の中で、品種の決め方や、セーフティネットの手法についての具体的な中身について盛り込んでいくとの回答がありました。

次に、商工労働部所管の第122号議案「令和2年度島根県一般会計補正予算（第8号）」では、委員から、冬期における誘客プロモーションの強化としての島根県の地酒プレゼント付き冬旅キャンペーンについて、コロナの今後の感染状況をふまえた運用の際の取組について質問があり、執行部からは、1月中旬以降に開始予定のキャンペーンについては、出発地点がコロナの感染拡大地域であった場合は、その状況に応じて対象から外すなどの対応を考えるとの回答がありました。また、別の委員からは、どの地域の地酒をどれくらい確保予定なのか質問があり、執行部からは、地酒の選別は、酒造組合に委託しており、各蔵元から1銘柄ずつ出してもらう、本数は1万本を予定している、との回答がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

商工労働部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「新型コロナウイルス感染症への対応について」では、委員から、県内経済の回復に向けた「美肌県しまね」の新たなイメージ戦略の構築で採択された内容について質問があり、執行部からは、昨年度から本格的にプロモーションを開始しており、旅館における美肌専用浴室の整備や、美肌コンシェルジュの採用など、美肌に関する知識を深め、体験をしていただく取組であり、今後は美肌に関するツアーも企画しており、引き続き美肌県しまねのイメージ定着をはかっていきたいとの回答がありました。また、別の委員からは、経営支援としての融資について、中小企業のダメージ克服には相当な期間を要することが想定されるため、さらなる融資条件の検討をお願いしたいとの意見があり、執行部からは、商工団体、金融機関と意見交換しながら、状況を見つつ、資金繰り支援に取り組んでいくとの回答がありました。

最後に、農林水産部所管の「美味しまね認証」取得に係る新規自営就農者の補助金交付要件についてであります。委員から新規就農者については、要件の適用を柔軟・弾力的にすべきではないかとの意見がありました。執行部からは、1年間、新規就農者と普及員が二人三脚で取り組めば、取得できないといった事態は容易に想定されないと考えているが、例えば、御自身や御家族の健康上の問題や気象災害等大幅な計画の修正をしなければならない場合には、新規就農者の方と御相談しながらもう一度スケジュールを立て直すこととしており、杓子定規に1年間という期間設定を適用することはない。また、そういった特記すべき事情がない場合であっても、仮に審査の段階で不十分な項目の指摘を受けても、改善すべきを改善した上で再度審査を受けていただければよく、一度で審査に通らなかったからダメ、ということではない。新規就農者にはGAPの意義や効果について理解が得られるよう、丁寧な説明をしていくとの回答がありました。

また、別の委員からは、農業生産額100億円増を目指すためには、農業者や後継者の理解が必要であり、同じ方向へ進むために認識の共有化が必要であるとの意見がありました。

以上、農林水産商工委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。